

このまま10月を迎えて大丈夫ですか？

消費税軽減税率制度導入と 消費税転嫁対策のための 専門家を派遣します

支援内容例

- ・軽減税率の対象品目の区分や価格の表示方法の検討
- ・請求書等の適用税率ごとの区分経理
- ・消費税納税額変化のシミュレーション
- ・価格転嫁による利益シミュレーション
- ・軽減税率対策補助金の活用 など

持ち帰り
イートイン、違いは
どうやって区別
するの？

食べ物なら何でも
8%というわけでも
ないのか…

区分記載
請求書って
なに？



窓口相談も利用できます。
詳しくはコチラ →
www.okayama-cci.or.jp/news/20375.html



QRコードからも
申し込みできます



FAX:086-232-5269 (担当:経営支援課) 行き

「攻めと守りの飲食店セミナー」参加申込書

(いずれか1日のみの参加も可能です)

事業者名		業種	
所在地	〒		
電話番号		従業員数	
Eメール(連絡用)			
主な取扱い品目・メニュー			

8月27日(火) 価格変更のために必要な原価計算とメニュー表作成のキホン

参加者名		
個別相談内容 (希望する場合のみ)		

9月 3日(火) お客様を困らせない軽減税率とレジ対応のキホン

参加者名		
個別相談内容 (希望する場合のみ)		

9月10日(火) 中国のお客様を迎えるための接客とキャッシュレス決済のキホン

参加者名		
個別相談内容 (希望する場合のみ)		

※ご記入いただいた情報は、主催者からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。